

令和2年（ウ）第4号 保全異議申立事件

債権者 [REDACTED] 外2名

債務者 四国電力株式会社

## 求釈明申立書

令和2年4月17日

広島高等裁判所第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 中 村



同 弁護士 河 合 弘



ほか

債権者は、現在異議申立書に対する反論を準備中であるが、その前提として、債務者に対し、以下の求釈明を行う。

### 第1 求釈明事項

- (1) 債務者が、①平成25年7月から平成26年3月にかけて実施した伊予灘における海底音波探査により得られた各種データ、記録の全部、②平成28年度中に作成した佐田岬半島沿岸を含む伊予灘の海底地形図を明らかにされたい。
- (2) 異議申立書図10の概念図において、扇状の層の横幅（2段目の図で言えば、薄青三角形の横幅）を、本件ではどれくらいと想定しているかを明らかにされたい。

## 第2 求釈明の理由

### 1 佐田岬半島沿岸の活断層の有無

本件仮処分においては、本件原発敷地前の佐田岬半島沿岸における活断層の有無とこれに関する債務者の調査が十分なものか否かが重要な争点の一つとなっており、この点について、債権者は債務者の調査は不十分で活断層の存在は否定できない旨を主張し、債務者は債務者の調査は十分なもので活断層は存在しない旨を主張している。

そうすると、債務者が平成25年7月から平成26年3月にかけて実施した伊予灘における海上音波探査について、どのようなデータ、記録が得られたのか、当該データ、記録からどのような事実が判明したのかを明らかにすることが必要である。なお、上記データ、記録については、山口地方裁判所岩国支部における本案訴訟において、債務者が開示すると回答しているが現在まで提出されていない。

### 2 抗告審で債務者が提出した資料

また、債務者は、広島高裁で行われた仮処分事件の抗告審の第1回審尋期日で、プレゼンテーション資料として、「伊方発電所における中央構造線断層帯の評価について」を提出し、同資料の73頁には、佐田岬半島沿岸まで含めた等深線のある海底地形図らしきものが含まれていた。他方、債務者が従前提出した乙126号証2頁では、佐田岬半島沿岸は白地になっていた。

そこで、債権者らから、「債務者が、令和元年9月11日の審尋期日に提出したプレゼンテーション資料「伊方発電所における中央構造線断層帯の評価について」73頁の海底地形図は、いつ、だれが行った、どのような調査に基づいて作成されたのか明らかにされたい。」

との求釈明を申し立てたところ、債務者から令和元年9月20日付けで、回答があった。

同回答によれば、上記海底地形図は、債務者が平成25年7月から平成26年3月にかけて実施した伊予灘における海上音波探査等により得られた資料に、既存の各種機関による海上音波探査記録等を参考にしつつ、債務者が平成28年度中に作成したものである旨が記載されていた。

同海底地形図は、債務者が本件仮処分において引用した文書であるとともに（民事訴訟法220条第1号）、上記争点を審理する上で、重要な資料となる可能性があるから、①と合わせて②も明らかにしていただきたい。

- 3 債務者は、保全異議申立書36ページ以下において、正断層の活動があったときの扇状の層をなすような変位について、説明している。しかし、このような扇状の層をなすような変位の累積の存否を見るに、まず扇状の層を、どの範囲で見て判断するかが問題となる。すなわち図10の概念図で、扇状となっている部分の横幅がどの程度の長さとなっていると想定しているのかによって、音波探査記録でどの範囲で扇状の地形の存否を判断するのかが変わってくる。仮にその長さが35kmほどもあるなら、図9の2km程度の範囲を見るだけでは、扇状の層の存否は判断しようがないのである。

そこで、図10の概念図において、債務者が、扇状の層の横幅を、本件ではどれくらいと想定しているかを明らかにすることが必要となる。